

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

事 案	病床を有する診療所がその構造設備を使用する場合		
根拠法令	医療法第 27 条		
提出期限	事 前	様 式	4－2－A
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	建物平面図		
提出部数	3 部		
手数料	22,000 円（各区保健福祉センター窓口にて現金納付）		

様式の記載要領及び留意事項

「開設者」欄	〔医師開設の場合〕 ■ 開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。
	〔非医師開設の場合〕 ■ 住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。 ■ 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	■ 診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可書の名称を記載する。
2. 開設の場所	■ 診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可書の開設場所を記載する。
3. 本申請に係る許可年月日・指令番号	■ 開設又は変更許可書の許可年月日及び指令番号 ■ 診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可書の許可年月日及び指令番号
4. 建物の構造設備の概要 ①廊下幅	■ 片廊下及び両側居室のある廊下について、最大、最小部分にわけて記載する。 〔一般病床の場合〕 ■ 片廊下は内法による測定で、1.2m以上であること。 ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、1.6m以上であること。 〔療養病床の場合〕 ■ 片廊下は内法による測定で、1.8m以上であること。 ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、2.7m以上であること。 ※ 附則第 8 条に経過措置あり。（平成 13 年 1 月 31 日厚労令第 8 号）

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
②階 段	■ 名称は、階段の名称をそれぞれ記載する。 ■ 階段及び踊り場の幅は、内法による測定で、1.2m以上、けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上であること。 ※ 9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く）には本規定は適用しない。 ■ 階段には、適当な手すりが設けられていること。
5. 病室名	〔病室名〕 ■ それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 〔病床数〕 ■ 病室ごとに、病床数を記載すること。 ■ 療養病床は、1室あたり4床以下とすること。 ※ 附則第4条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号） 〔床面積〕 ■ 病室ごとに、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 〔有効内法床面積〕 ■ 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。 （療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること。） ※ 療養病床については、附則第5条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号） ■ 算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 〔1人あたりの有効床面積〕 ■ 患者1人あたりの有効床面積（内法）を記載する。 〔採光面積〕 ■ 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 〔外気開放面積〕 ■ 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 - ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

<療養病床を有する場合のみ>

様式の記載要領及び留意事項

6. 従業者	■ 療養病床を有する場合のみ、常勤・非常勤別にその従業者数を記載する。 ■ 非常勤の従業者については、1 週間の当該職種の従事者の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。 ■ 常勤換算について 〔医師〕 常勤医師とは、常勤医師とは、原則として、診療所で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者である。なお、医師の 1 週間の勤務時間が、32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師とする。 〔非常勤医師の常勤換算〕 非常勤医師は、非常勤医師全員の 1 週間の勤務時間を積み上げた上で、常勤医師の通常の勤務時間により換算して計算する。その際、1 週間の勤務時間が、常勤医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は常勤医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算する。また、非常勤医師の勤務時間が 1 か月単位で定められている場合には、1 か月の勤務時間数を 4 で除して得た数を 1 週間の勤務時間として換算する。 〔その他の従業員〕 医師以外の従業員の員数等の算定にあたっては、医師の取扱いを準用する。 <計算例> 常勤医師 1 名 (週 36 時間勤務) 非常勤医師 3 名 : A (週 8 時間)、B (週 16 時間)、C (週 21 時間) ■ $(A + B + C) = 45$ 時間 ■ $45 \text{ 時間} \div 36 \text{ 時間} = 1.25$ ※ 常勤換算後の医師数 (実人員) 2.25 人 (1 + 1.25)
7. 法定施設の構造設備の概要	■ 療養病床を有する場合のみ、記載する。 〔床面積〕 ■ 建築基準法による床面積 (壁芯) を記載する。 〔内法面積〕 ■ 食堂は、入院患者 1 人につき 1 m²以上とすること。 ※ 附則第 24 条に経過措置あり。(平成 13 年 1 月 31 日厚労令第 8 号)

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

添付書類の留意事項	
建物平面図	■ 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 ■ 寸法、面積及び各室名を記載する。 ■ 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは1床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。(ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は不要) ■ 診療所面積を記載する。 ■ 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ■ 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。